

保育士を目指す学生
 を応援します！



川崎市 保育士修学資金貸付制度のご案内

対象者

川崎市内の保育所等に就職する意思がある保育士指定養成施設の学生

- ◎学校の所在地は問いません。
- ◎川崎市民以外の学生も利用できます。
- ◎貸付の決定には審査があります。

※主たる生計維持者の所得については、貸付制度を必要とする要件の目安がありますので必要に応じてご相談ください。

貸付額（無利子）

最大160万円（生活費加算は除く。）

貸付は無利子で

内 訳

修学資金
 月額5万円以内
 ×正規の修学期間
 （総額120万円以内）

+

入学準備金
 20万円以内
 （入学年度のみ）

+

就職準備金
 20万円以内
 （卒業年度のみ）

+

生活費加算
 月 額
 ※貸付要件等あり。

貸付期間

正規の修学期間

年度途中からでも当該年度に受けられる満額の貸付けを受けられます。

要件を満たせば返還免除

返還免除

保育士指定養成施設卒業後、保育士登録を行い、1年以内に保育士として川崎市内の保育所等の指定施設へ就職し、保育士業務に5年間（中高年離職者は3年間）従事した場合、貸付金の全額が返還免除になります。※中高年離職者は、指定養成施設入学時45歳以上、かつ離職して2年以内の方をいいます。

募集期間

※R4年度より変更いたしました

- 第一次募集： 4月1日 ～ 5月末
- 第二次募集： 8月1日 ～ 9月末
- 第三次募集： 11月1日 ～ 12月末

※年度を越えての貸付金交付はできません。不備が多いと交付できないことがあります。

申込方法

次の①～⑤の書類を在学する保育士指定養成施設へご提出ください。

- ① 貸付申込書、② 状況確認票、③ 個人情報の取扱いについて（同意書）
 （①～③は川崎市福祉人材バンクのHPまたは養成施設窓口でお受け取りいただけます）
- ④ 印鑑登録証明書（本人・保証人等）、⑤ 前年収入証明書類（本人・保証人等の課税証明書等）
 （④、⑤はお住いの自治体窓口等にお問い合せください）

川崎市保育士修学資金ホームページ



川崎市福祉人材バンク
 保育士修学資金貸付ホームページ



（問合せ先）

川崎市社会福祉協議会 川崎市福祉人材バンク

〒211-0053 保育士修学資金貸付

川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター 平日8:30~17:00

TEL 044-739-8726 FAX 044-739-8740



川崎市保育士修学資金Q & A

Q 1 養成施設の修学期間の違い（2年制、4年制等）で貸付上限額は変わりますか？

- A 1 修学期間に関わらず、上限は月5万円、総額120万円（年間60万円）までです。
【モデルケース1 2年制養成施設で2年間申し込む場合】
月5万円×24か月＝120万円（修学資金）＋40万円（入学準備金・就職準備金）
【モデルケース2 4年制養成施設で4年間申し込む場合】
月2万5千円×48か月＝120万円（修学資金）＋40万円（入学準備金・就職準備金）
【モデルケース3 卒業年度のみ申し込む場合】
月5万円×12か月＝60万円（修学資金）＋20万円（就職準備金）
※入学準備金は入学年度のみ、就職準備金は卒業年度のみ交付

Q 2 返還免除となるのはどのようなケースですか？

- A 2 保育士指定養成施設卒業後、保育士登録を行い、1年以内に保育士として就職し、川崎市内の保育所等において、保育士業務に5年間（中高年離職者は3年間）継続して従事することで返還の必要がなくなります。（保育士業務従事証明書により、要件を満たした場合）なお、病気、ケガ、産休、育休等で休職した場合、復帰後、併せて5年間（3年間）継続して業務に従事すれば返還が免除となります。（要届出）

Q 3 就職先が指定施設に入るかどうか分からないのですが。

- A 3 返還免除の対象施設になる指定従事先施設一覧表がありますので、就職時及び従事先を変更する場合は、ご自身で必ずご確認ください。
（表面 川崎市福祉人材バンクホームページ掲載の保育士修学資金修学生の手引き P16）

Q 4 年度途中や2年次以降からでも借りられますか？

- A 4 申込期間中（第1次～第3次を予定）であれば、年度途中からでも1年の上限額（月5万円、総額60万円）の範囲で当該年度の貸付が受けられます。また、2年次以降からでも申込みは可能です。
申込期間：第1次募集4/1～5/末 第2次募集8/1～9/末
第3次募集11/1～12/末

Q 5 他の奨学金等との併用はできますか？

- A 5 都道府県及び政令指定都市が適当と認める団体が実施する同種の修学金は併用できません。
その他、奨学金制度や修学資金等につきましては、申込みをする前に各資金の担当窓口にご相談の上、川崎市福祉人材バンクにご連絡ください。

Q 6 中高年離職者に該当するかの確認はどうすればよいですか？

- A 6 養成施設入学時45歳以上、かつ前職を離職して2年以内の方は、就業形態により対象か否か判断いたしますので、事前に窓口にご相談の上、川崎市福祉人材バンクにご連絡ください。

Q 7 年齢制限はありますか？

- A 7 貸付年齢については、65歳（施設等における定年として定められていることが多い）までに保育士業務への従事による返還免除を受けられることが望ましいとしています。